

1 住宅の確保・生活再建のための支援

制度名	概要	該当区分	申請期限	連絡先
住宅緊急修理制度【受付終了】	被害拡大防止のため、屋根、外壁等の必要な部分に対して、施工者にブルーシートの展張等の修理を依頼するもの(1世帯あたり50,000円以内)	住宅が準半壊程度の損傷を受けた方	申込・修理完了期限:令和6年1月31日まで	建築住宅課 指導係 21-2291
住宅応急修理制度	日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する場合、支援が受けれる制度	居住する住宅が準半壊以上の罹災証明を受けた方	申込期限:令和6年6月28日まで 修理完了期限:令和6年12月31日まで	建築住宅課 指導係 21-2291
住宅再建資金の融資に対する利子補給	住宅の建設・購入・補修を行うための資金の借入れに対する利子の補給	住宅の被害により罹災証明を受けた方	申込期限: 令和8年12月31日まで	建築住宅課 審査係 21-2291
災害援護資金貸付金	世帯主が負傷した世帯や住居・家財に被害を受けた世帯に、生活の再建に必要な資金を貸付	半壊以上	令和6年4月30日まで	防災・原子力課 防災係 21-2316
被災者生活再建支援金	居住する住宅に被害を受けた世帯に対し、支援金を支給	居住する住宅が半壊以上または床上浸水	基礎支援金: 令和7年1月31日 加算支援金: 令和9年1月31日 (該当と思われる方には別途お知らせします。)	市民活動支援課 43-9127
公営住宅の提供	家屋に被害を受けた方に、公営住宅を一時的に無償で提供	住宅の被害により罹災証明を受けた方	当面の間	建築住宅課 公営住宅係 21-2290

2 税・保険料等の支援

制度名	概要	該当区分	申請期限	連絡先
市県民税の減免	市県民税を所得の状況に応じて一定の割合で減免(令和5年度の普通徴収第4期分、給与特別徴収1月分から5月分、年金特別徴収2月分)	居住する住家の損害が半壊以上	当面の間	税務課 市民税係 21-2247
雑損控除(所得税・市県民税) 軽減免除(所得税)	震災によって個人が所有する資産(住宅・家財等)に損害を受けた場合、令和5(2023)年分申告または令和6(2024)年分申告いずれかの年分を選択して総所得金額等から一定額を控除など	被害を受けた資産の所有者が以下の①②いずれかに該当 ①納税者本人 ②納税者と生計を一にする配偶者やその他親族で、その年の総所得金額等が48万円以下の者	所得税については当面の間 市県民税については、納税通知書が送達されてから5年間 ただし、令和6年度に控除を適用する場合には限り、その年度の納税通知書が送達されるまで	柏崎税務署 個人課税部門 22-2131(代表) 税務課 市民税係 21-2247
固定資産税・都市計画税の減免	家屋は半壊以上、土地は区画、形質に2/10以上の被害を受けた場合に一定の割合で減免(令和5年度第4期、令和6年度分)	住家の損害が半壊以上など	当面の間	税務課 土地係 21-2256
国民健康保険税の減免	被害の程度により、所得等の状況に応じて一定の割合で減免(令和5年度分の国民健康保険税であって、令和6年1月1日から令和6年3月31日までの間に納期限が設定されているもの。) ※特別徴収の場合は、特別徴収年金給付の支払日)	居住する住家の損害が半壊以上の世帯	令和6年3月31日 (該当と思われる方には別途お知らせします。)	国保医療課 国民健康保険係 21-2210

市税の徴収猶予	災害を受け、収支や財産状況の悪化により市税を一時に納付することが困難な場合に、納付できない金額を限度として、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められる制度。	災害を受けたことにより市税を一時に納付することが困難	なし	税務課 納税係 21-2252
国民健康保険加入者の医療費(一部負担金)免除	被害の割合に応じて、国保加入者の医療保険窓口負担が免除	居住する住家の損害が半壊以上	令和6年4月30日(該当と思われる方には別途お知らせします。)	国保医療課 国民健康保険係 21-2210
後期高齢者医療保険料の減免	75歳以上の方または世帯の主たる生計維持者で、被害の状況等に応じて一定の割合で令和5年度分保険料を減免	居住する住家の損害が半壊以上	令和6年3月31日(該当と思われる方には別途お知らせします。)	国保医療課 高齢者医療係 21-2210
後期高齢者医療保険加入者の医療費(一部負担金)免除	被害の割合に応じて、75歳以上の方の医療保険窓口負担が免除	居住する住家の損害が半壊以上	令和6年4月30日(該当と思われる方には別途お知らせします。)	国保医療課 高齢者医療係 21-2210
介護保険料の減免	65歳以上の方(第1号被保険者)または世帯の主たる生計維持者で、被害を受けた場合、介護保険料が所得等の状況に応じて一定の割合で減免	居住する住家の被害が半壊以上	当面の間	介護高齢課 介護保険料係 21-2224
介護保険サービス利用者負担金の減免	介護保険サービスを利用する要介護(要支援)の方で、被害を受けた場合、介護保険サービス利用者負担金が所得等の状況に応じて一定の割合で減免	居住する住家の被害が半壊以上	令和6年4月30日(該当と思われる方には別途お知らせします。)	介護高齢課 介護保険料係 21-2224
【日本年金機構】国民年金保険料の免除	国民年金被保険者の方で、損害を受けられた方等の国民年金保険料の免除	住宅、家財、その他の財産のいずれかが、その価値のおおむね2分の1以上の損害を受けられた方	詳細は、連絡先にお問い合わせください。	日本年金機構柏崎年金事務所国民年金課 38-0566 市民課国民年金係 21-2201
水道・下水道料金の支払い猶予	水道・下水道料金の支払いが困難な場合に支払い期限の延長	災害を受けたことにより水道・下水道料金を一時に支払いすることが困難	令和6年3月31日まで	上下水道局 料金センター 32-8611 上下水道局 経営企画課 料金係 22-4111
漏水減免	地震を起因とした漏水申請による水道・下水道料金の減免	建物、敷地内で漏水が発生した場合	令和6年3月31日まで	上下水道局 料金センター 32-8611 上下水道局 経営企画課 料金係 22-4111

3 生活面の支援

制度名	概要	該当区分	受け入れ期限	連絡先
家庭からの災害ごみ(片付けごみ)	地震により、使用できなくなった家具や電化製品、割れたガラスや食器などの「災害ごみ(片付けごみ)」を受け入れ	地震により被害を受けた方	令和6年3月30日まで	環境課 クリーン推進係 23-5170